

議案第 5 3 号

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に  
関する協議について

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日提出

市川市長 大 久 保 博

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

#### 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に、「東庄町 大網白里町」を「東庄町」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項、第3条第1項第2号に掲げる事務の項、第3条第1項第3号に掲げる事務の項及び第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に、「東庄町 大網白里町」を「東庄町」に改め、同表第3条第1項第5号に掲げる事務の項、第3条第1項第6号に掲げる事務の項、第3条第1項第7号に掲げる事務の項及び第3条第1項第8号に掲げる事務の項中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に、「神崎町 大網白里町」を「神崎町」に改め、同表第3条第1項第9号に掲げる事務の項、第3条第1項第10号に掲げる事務の項、第3条第1項第11号に掲げる事務の項、第3条第1項第13号に掲げる事務の項及び第3条第1項第14号に掲げる事務の項中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に、「東庄町 大網白里町」を「東庄町」に改める。

#### 附 則

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

## 理 由

- 1 千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市になること。
- 2 上記のことから、組合同規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、改正する必要があること。

以上の理由から、地方自治法第290条の規定により提案するものである。